

## 生徒心得

### 〔目標〕

1. 礼儀を重んじ、秩序を保ち、進んで協力を惜しまず、お互いに尊重しあうことはもちろん、不法に対しては勇気をもってこれを除かなければならない。
2. 生徒は学校で決められた規則を守り、常に江東商業高校生であるという自覚と誇りをもって、よりよい校風の樹立をめざして努力しなければならない。
3. 自立独立の精神を養って、冷静に正しく物事を判断し、軽がるしい行動をとてはならない。
4. 高校生活は自己確立の大切な時期である。知識、技能、体力の向上にはげまなければならぬ。
5. 与えられた義務を果たし、勤労の習慣と責任感を養い、困難や苦しみに耐える強い意志を培わなければならない。

### 〔登校・下校〕

1. 年間を通して、定められた時間を厳守すること。
  - (1) 始業・・・午前8時30分  
※H R 教室に着席していること。
  - (2) 下校・・・午後5時  
ただし、部活動等やむをえない事情のある

- ときには届を出して、午後6時まで下校を延長することができる。その場合には監督者の許可を得ること。
2. 登校から授業終了時まで外出を禁止する。ただし、やむをえない事情のあるときは、諸届および願の手続きをすること。
  3. 登校、下校および本校生徒として行動する場合には、必ず制服を着用すること。
  4. 登校、下校および本校生徒として行動する場合には、必ず生徒手帳および身分証明書を携帯すること。
  5. オートバイ、乗用車による登校、下校は禁止する。家族や他者（友人・知人等）の運転するオートバイや乗用車への同乗も認めない。
- 〔諸届および願について〕
1. 次のような場合には、用紙に記入し担任を経由して校長に提出しなければならない。
    - イ. 住所の変更、保護者・保証人の変更、戸籍上の変更等の届
    - ロ. 休学、退学、復学、転学等の願
    - ハ. 追認考查の願
  2. 次のような場合には、この手帳に記入し、担任に提出しなければならない。
    - イ. 感染症による出席停止解除の願  
　　なお、本人または家族に感染症が発生した場合は、すみやかに学校へ連絡すること。

- イ. 欠席、遅刻、早退、見学、忌引等の届
  3. 次のような場合には、所定の用紙に記入し、担任または顧問に提出しなければならない。
    - イ. 下校時間延長の届
    - ロ. 旅行の届
    - ハ. 校外活動、休日校内活動の願
  - 二. 外出届
- 〔諸届および願の手続き〕
1. 欠席  
　欠席等する場合には、原則午前8時から午前8時25分の間に保護者より電話等で担任(学年)に連絡する。
  2. 遅刻
    - (1) 午前8時30分以後、生徒昇降口が施錠された後の遅刻者は、生活指導部で入室許可証用紙に所定事項を記入し入室許可印を受け、その用紙を持って教室に入室し、H R・授業の先生に提出すること。  
※ 生活指導部に先生が不在の場合は、職員室で上記の手続きをとってから教室に行くこと。
    - (2) 保護者より、事前に担任に電話等で届出があり、かつ生徒手帳の届出欄に理由（病気・通院・家事手伝など）と保護者印がある場合には、入室許可を受ける手続きのみをして手帳は担任に提示すること。

### 3. 早退

生徒手帳諸届欄に理由を記入して、担任の許可をうけること。

生活指導部の早退者名簿に記入してから校門を出ること。病気および通院で早退するときは保健部および、担任の許可をうけること。

### 4. 忌引

(1) 忌引で欠席する場合には、電話等で連絡し、後日生徒手帳諸届欄に理由を記入して担任に届け出ること。

(2) 忌引の日数は父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日・伯叔父母1日、欠席日数には算入しない。

### 5. 外出

外出は原則として認めないが、やむをえないと判断される場合には、担任の許可を得た上で認められる。外出する場合には、所定の外出者届に記入し、提出すること。

### 6. 異装

やむをえない事情により、規定の服装のいずれかを欠くときは生徒手帳の届出欄に記入または保護者から担任への連絡がある場合については協議し許可する。異装許可を得ないで異装することは絶対に認めない。

### 7. 自転車通学

保護者が承諾した上で、所定の用紙に記入し、

生活指導部に届け出し、許可を受けた場合に認められる。自転車損害賠償保険等への加入が必須となる。

### 8. アルバイトについて

家庭の事情などでアルバイトをせざるを得ない場合は、保護者の許可を得た上で、担任に連絡すること。

① 学業、学校生活に支障をきたさない範囲で行うこと。

② 風俗関係や夜間の勤務、その他「法令及び社会規範・公序良俗に反する行為・場所」は禁止する。

③ 成績不振、出席状況不良の生徒はアルバイトを禁止する。

### 9. 下校時間の延長

部活動、ホームルーム活動、教科の学習等で生徒が下校時刻以後も校内に居残る場合には、下校時間延長届に所定事項を記入し、顧問・監督者等の許可を受けてから副校長に届け出る。

### 10. 休日の活動

部活動等で生徒が休日に校内において活動する場合には、顧問等の許可をうけたのち、休日校内活動願を3日前までに副校長と生活指導部に届け出ること。

### 11. 校外活動

部活動あるいはホームルーム等で、校外活動

を行う場合には顧問等の許可をうけたのち、顧問等を通じて前日までに副校長に願い出ること。なお当日は必ず顧問等の監督・指導を受けること。(合宿あるいは宿泊を伴う場合には別に定める規定による。)

#### 12. 校外者招待

部活動等で他校と交流活動を行う目的で、校外者(他校チーム等)を招待する場合には、顧問等の許可をうけたのち、3日前までに副校長に願い出ること。

#### 13. 掲示

校内に掲示物を出す場合には、顧問の許可をうけたのち生活指導部に届出て許可を受けること。

#### 14. 学校閉庁日について

年間5日設けられる学校閉庁日には校内における補習や部活動、学校施設開放等の対外業務を原則として実施しない。

### [制服]

登下校時及び学校生活においては本校所定の制服を正しく着用すること。

制服は購入時の形から短くしたり、幅や丈を変えるなど加工・変形させたりしたものは認めない。

#### 1. 靴下

- (1) 黒または白のソックスで無地のものとする。
- (2) くるぶしより上で膝丈程度までのものとする。
- (3) ルーズソックス、くるぶしソックス、レギンス、レッグウォーマー等、上記(1)・(2)にあってはまらないものは禁止する。

- (4) タイツは柄のないもので、黒の無地を着用すること。タイツの上からの靴下の着用は禁止する。

#### 2. 靴

- (1) 進路活動に向け、革製(含、合成皮革)のものを推奨する。

- (2) 黒色または黒色に準ずるダークカラーの靴を着用する。ダークカラーで絵柄がないもの、企業ロゴ、キャラクターロゴ等が目立たないものとする。

- (3) 飾りのあるもの、ヒールの高いもの(3cm以下とする)、厚底のもの、エナメル質のもの、ブーツ、サンダルは禁止する。

- (4) 荒天時、降雪時は必要に応じてレイン

シューズ、スノーシューズを認める。

### 3. 通学カバン

(1) 指定のバッグを使用する。

(2) 各自で購入したものとの併用も可とする。  
各自で購入する場合は黒色または黒色に準ずるダークカラーで絵柄がないもの、企業ロゴ、キャラクターロゴ等が目立たないものとする。

(3) キャスター付きバッグ、サコッシュ、ウェストポーチ、ボディバッグ、セカンドバッグ等は禁止する。

### 4. セーター

(1) 黒色または黒色に準ずるダークカラーの無地のものとし、模様や編み込み等装飾性のないもの、袖口やすそが長くないものを着用すること。

(2) カーディガン、パーカー、トレーナー等、上記(1)にあてはまらないものは禁止する。

### 5. 防寒着（コート等）

黒色または黒色に準ずるダークカラーで絵柄がないもの、企業ロゴ、キャラクターロゴ等が目立たないものとする。

### 6. 上履き、体育館履き

本校所定のものを正しく着用すること。

#### [頭髪]

頭髪は、進路実現に向けて高い意識をもち、進路面接にすぐに対応できるよう、清潔に整えるこ

と。

1. 染色、脱色、パーマ（含、部分パーマ）、エクステンション、編み込み、巻き髪、剃り込みなどは禁止する。

2. 事情がある場合は入学時に保護者より担任に申し出ること。

3. 加工したもの、またヘアアイロン・ヘアドライヤーの過度な使用による変色などは、指導の対象とする。

4. 髪を結ぶゴムは黒色、紺色、等目立たないものとする。ヘアバンド、バンダナ、は禁止する。

#### [身だしなみについて]

制服、頭髪同様、進路実現に向けて高い意識をもって清潔に整えること。

1. ピアス、ネックレス（含、磁気ネックレス）、ブレスレット、指輪、カラーコンタクト等の装飾品を身に付けることは禁止する。

2. 化粧全般、つけ爪、ネイルアート、ひげ等は禁止する。

#### [パン、飲み物等の購入について]

1. パンなどを校内販売している。また、飲料についても校内に自動販売機がある。

2. パンなどの購入は所定の時刻までに注文用紙を提出し、注文した生徒本人が代金と引き換えに商品を受け取る。

### [自転車安全走行について]

1. 二人乗り，携帯電話使用，イヤホン使用，無灯火，ブレーキ等整備不良，傘さし運転等，自転車に関する道路交通法違反の行為は禁止する。
2. 以下は不正駐輪として別途の指導を行う。
  - ・ステッカーなし
  - ・指定場所外駐輪
3. 複数での並走等迷惑行為。

### [携帯電話等通信機器の取り扱いについて]

1. 以下の行為は禁止をする。
  - (1) 校内・校外での歩きながらの使用。
  - (2) 授業中の無断使用・鳴動。
  - (3) 儀式的行事会場や禁止されている場所への持ち込み。
  - (4) 個人所有の携帯電話等通信機器やパソコンタブレット，ゲーム機への校舎内電源コンセントを使用した充電。
  - (5) SNSルール・モラルに反する使用（誹謗中傷，個人情報漏洩，無断撮影，SNS上への無断投稿などは別途の指導（特別指導）を行う。

### [その他]

法令で禁止されている行為，一般的な社会モラルや本校所定のルールの違反については別途の指導（特別指導）を行う。